

## 沖縄県飲酒運転根絶宣言店登録実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という県民意識の高揚を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、県が県警察と連携して実施する、飲酒運転根絶を宣言する飲食店及び酒類販売店（以下、「飲酒運転根絶宣言店」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 飲酒運転根絶宣言店の登録の対象は、沖縄県で営業し、来店者に酒類を提供する飲食店（以下「酒類提供飲食店」という。）とする。

(登録の条件)

第3条 飲酒運転根絶宣言店は、次の事項を宣言し、実践する酒類提供飲食店とする。

- (1) 道路交通法規を遵守し、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち、積極的に飲酒運転根絶に向けた取組を実施する。
- (2) 飲酒運転を行うおそれのある利用客に対して、酒類を提供しない。
- (3) その他、飲酒運転根絶宣言店推進項目（様式2。以下「推進項目」という。）から、3項目以上の取組を実施する。

※ (1)、(2)については必須条件

(登録申込)

第4条 飲酒運転根絶宣言店の登録申込をしようとする酒類提供飲食店は、県に飲酒運転根絶宣言店登録申込書（様式1。以下「登録申込書」という。）及び推進項目（様式2）を県に提出するものとする。

(登録の実施)

第5条 県は、前条の規定による登録申込書及び推進項目の提出があったときは、県警察と協議のうえ、その内容を審査し、適当と認められるときは、次に掲げる事項を飲酒運転根絶宣言店登録簿（様式3）に登録するものとする。

- 飲食店名
- 所在地
- 代表者の氏名
- 電話番号
- 組合名（組合に加入している場合）
- 登録年月日及び登録番号

2 県は、登録した飲酒運転根絶宣言店（以下「登録宣言店」という。）に対し、飲酒運転根絶宣言店登録証（様式4。以下「宣言店登録証」という。）を交付するとともに、沖縄県のホームページに、飲食店名、所在地（市町村名のみ）を掲載するものとする。

ただし、ホームページへの掲載を希望しない場合は、登録申込時に登録申込書（様式1）により通知するものとし、この場合においては、掲載しないこととする。

(登録証の表示)

第6条 登録証を受領した宣言店は、前条の宣言店登録証を、来店者に見えやすい場所に掲示するものとする。

(登録の変更)

第7条 登録宣言店は、届出内容に変更が生じた場合は、飲酒運転根絶宣言店登録変更届出書（様式5。以下「変更届出書」という。）により、速やかにその旨を県に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第8条 登録宣言店は、廃業その他やむを得ない理由により登録を抹消したいときは、県に飲酒運転根絶宣言店登録抹消届（様式6）により、速やかにその旨を届け出るとともに、宣言店登録証を県に返納するものとする。

(登録の取消)

第9条 県は、登録宣言店が次の各号のいずれかに該当するときは、県警と協議のうえ、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申込書及び変更届出書の記載内容に虚偽があったとき。
- (2) 飲食店の代表者又は役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合。
- (3) その他、登録宣言店として適当でないと判断するとき。

2 県は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該飲食店に対しその旨を通知し、登録簿からの抹消、ホームページへの掲載を取り止めるものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された飲食店等は、県に宣言店登録証を返納するものとする。

(情報提供)

第10条 県は、登録宣言店が飲酒運転根絶のために必要な取組を効果的に行うことができるよう、県警察と協議のうえ、登録宣言店に対し、飲酒運転による交通事故の発生状況等の情報を提供することができる。

(事務)

第11条 この登録に関する事務は、沖縄県生活福祉部生活安全安心課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(様式 1)

飲酒運転根絶宣言店登録申込書

令和 年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

所 在 地  
飲 食 店 名  
代表者氏名

1 宣言

当店は、様式 2「飲酒運転根絶宣言店推進項目」で提出した事項について、取り組むことを宣言しますので、沖縄県飲酒運転根絶宣言店登録実施要綱第 4 条の規定により、飲酒運転根絶宣言店への登録を申し込みます。

2 登録内容

【登録番号： 第 号】

|                   |                                                                                   |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ふりがな              |                                                                                   |
| 飲食店名称             |                                                                                   |
| 所在地               | 〒                                                                                 |
| ふりがな              |                                                                                   |
| 代表者氏名<br>※生年月日    | 年 月 日生                                                                            |
| 電話・FAX<br>メールアドレス | 電話： FAX：<br>メールアドレス：                                                              |
| ホームページ URL        |                                                                                   |
| 組合加入の有無           | 1 組合加入（名称： ）<br>2 組合加入なし                                                          |
| ホームページ掲載<br>について  | 登録後、県のホームページへの掲載を<br><input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない |
| 担当者氏名             |                                                                                   |

※ 必要事項を記載のうえ、該当する項目には○又はレ点をつけてください。

(様式2)

## 飲酒運転根絶宣言店推進項目

飲酒運転根絶を推進するため、

次の事項について取り組むことを宣言します。

飲食店名称： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

実施する項目に☑を付けてください。(登録基準3項目以上「必須条件を除く」)

- ☒ 道路交通法規を遵守し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち、積極的に飲酒運転根絶に向けた取組を実施します。(必須条件)
- ☒ 飲酒運転を行うおそれのある利用客に対して、酒類を提供しません。(必須条件)
- ☐ 来店者に車両利用の有無を確認し、飲酒運転防止の呼びかけを行います。
- ☐ 飲酒運転を発見したとき、飲酒運転をするおそれのある者を見つけたときは、速やかに警察に通報します。
- ☐ 店のホームページ等に、「飲酒運転根絶宣言店」であることを告知します。
- ☐ 店内に飲酒運転根絶に関するポスター・チラシ等を掲示します。
- ☐ メニュー、箸袋等に飲酒運転根絶ロゴマーク等を印刷します。
- ☐ 車両利用の来店者からは、入店時に車両の鍵を預かり、精算時に飲酒の有無を確認し、飲酒有りの場合は帰宅手段を確認してから鍵を返却します。
- ☐ その他

(様式3)

飲酒運転根絶宣言店登録簿

| 登録<br>番号 | 登録<br>年月日 | (ふりがな)<br>飲 食 店 名 | 所在地 | 代表者氏名 | 電話番号 | ホームページ<br>アドレス | 備考<br>(組合等) |
|----------|-----------|-------------------|-----|-------|------|----------------|-------------|
| 1        | R6. ○. ○  |                   |     |       |      |                |             |
| 2        |           |                   |     |       |      |                |             |
| 3        |           |                   |     |       |      |                |             |
| 4        |           |                   |     |       |      |                |             |
| 5        |           |                   |     |       |      |                |             |
| 6        |           |                   |     |       |      |                |             |
| 7        |           |                   |     |       |      |                |             |
| 8        |           |                   |     |       |      |                |             |
| 9        |           |                   |     |       |      |                |             |
| 10       |           |                   |     |       |      |                |             |

(様式4)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                         |
| 登録番号：                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                         |
| <h2 style="margin: 10px 0;">飲酒運転根絶宣言店登録証</h2>                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                         |
| 所在地<br>飲食店名<br>代表者                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 殿                                                                                                                                                                       |
| <p>貴店は、飲酒運転根絶に向けて、次の宣言を実践する<br/>「飲酒運転根絶宣言店」であることを証します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;"><b>宣言</b></p> <div style="margin-left: 20px;"><p>一、 道路交通法規を遵守し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち、積極的に飲酒運転根絶に向けた取組を実施します。</p><p>一、 飲酒運転を行うおそれのある利用客に対して、酒類を提供しません。</p><p>一、</p><p>一、</p><p>一、</p></div> |                                                                                                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                                 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div><p>令和○年○月○日<br/>沖縄県交通安全推進協議会会長<br/>沖縄県知事 玉城 デニー</p></div><div style="text-align: right;">印</div></div> |

※ この登録証は、来店者に見えやすい場所に掲示すること

(様式5)

飲酒運転根絶宣言店登録変更届出書

令和 年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

所 在 地  
飲 食 店 名  
代表者氏名

飲酒運転根絶宣言店登録申込時に申請した内容に変更が生じたので、沖縄県飲酒運転根絶宣言店登録実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

| 区 分                  | 登 録 内 容             |                     |
|----------------------|---------------------|---------------------|
|                      | 変 更 前               | 変 更 後               |
| ふりがな                 |                     |                     |
| 飲食店名称                |                     |                     |
| 所在地                  | 〒                   | 〒                   |
| ふりがな                 |                     |                     |
| 代表者氏名<br>※生年月日       | 年 月 日生              | 年 月 日生              |
| 電話<br>FAX<br>メールアドレス |                     |                     |
| ホームページ<br>URL        |                     |                     |
| 組合加入の有無              | 1 組合加入      2 組合未加入 | 1 組合加入      2 組合未加入 |
| 組合名                  |                     |                     |
| 担当者氏名                |                     |                     |



(様式6)

## 飲酒運転根絶宣言店登録抹消届

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地

飲食店名

代表者氏名

飲酒運転根絶宣言店の登録を抹消したいので、沖縄県飲酒運転根絶宣言店登録実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録番号

( )

2 抹消理由

|  |
|--|
|  |
|--|

3 返納物

「飲酒運転根絶宣言店登録証」